

こちら消防



たばこの  
ポイ捨て防止

消防本部 (☎ 83-0119)

春を迎え、行楽シーズンが到来すると、キャンプやレクリエーションで人が山に入る機会が増えるものです。この時期は、降水量が少なく、空気が乾燥する上に強風が吹くなど、ちょっとしたことで山火事が発生しやすくなります。

山の木は、一度火災などで失われると、その重要な機能が回復するまでには何十年という長い年月がかかります。復旧には多大な経費も必要となります。

山火事の発生原因の第1位は「たき火」で、次いで「たばこ」の順となっており、火気の取り扱いの不注意や不始末によるものが多いのが特徴です。

私たち一人ひとりが火の取り扱いに注意することによって、山火事を未然に防ぎましょう。



春の行楽期を火災のない楽しいものにするために

- ▶ たばこは灰皿のあるところで吸うか、携帯灰皿を携行し、吸殻の火を必ず消して持ち帰ってください。
- ▶ 車からのポイ捨てをよく見かけますが、環境にもよくありません。投げ捨てなどは絶対にしないで、吸殻はきちんと灰皿の中に入れてください。

広告

消費生活相談

引越サービスによるトラブルにあったときは・・・

【相談】

引越サービスを頼んで、荷物を運んでもらったところ、なくなったり、傷がついていたりしました。引越業者に連絡しても何の連絡もありません。どうすればよいでしょうか。



まず、引越業者の相談窓口にご連絡してください。双方で荷物を確認して冷静に話し合い、それでもトラブルが解決しない場合には、(社)山口県トラック協会に相談してください。(☎ 083-922-0978)

ワンポイント講座

「標準引越運送約款」にて事業主の責任を明記

引越業者は一般貨物自動車運送事業者として国土交通省の認可を受け、ほとんどの業者が一般家庭との引越運送契約の基本ルールとして定められた「標準引越運送約款」により営業しています。

標準約款では、引越業者の責任で生じた損害賠償について、①荷物その他(家屋等を含む)の滅失や毀損により直接生じた責任を賠償する(賠償額は時価で評価)②見積書に記載した受取日時または引渡日に遅延したことにより、直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償することなどを規定しています。

トラブルを未然に防ぐために

標準約款では、引越業者の賠償責任は、荷物の引渡しを受けてから3か月以内に通知しなければ消滅します。引越しが終わったら、できるだけ早く荷物や家の柱、床の傷の有無などを確認し、何かあったらすぐに引越業者に連絡しましょう。また、荷物の受取り・引渡し時には、数量、内容などについて引越業者とよく確認しておくことが大切です。

■問い合わせ先

商工労働課内消費生活相談窓口 (☎ 82-1150)  
総合事務所地域行政課内消費生活相談窓口  
(☎ 71-1612)

人のうごき (4月1日現在)

世帯	27,478	世帯	(0)
人口	67,855	人	(-118)
男	31,986	人	(-97)
女	35,869	人	(-21)

※( )内は前月との比較